

令和元年第2回
美唄市議会定例会会議録
令和元年7月23日（火曜日）
午前10時00分 開議

第5 承認第6号 議会運営委員会所管事務調査の件
第6 意見書案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 委員長報告
1 議案第30号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
2 議案第31号 美唄市火災予防条例の一部改正の件（総務・文教）
3 議案第40号 契約締結の件（美唄市立中央小学校大規模改修工事）（総務・文教）
4 議案第32号 美唄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
5 議案第33号 美唄市へき地保育所条例の一部改正の件（産業・厚生）
6 議案第34号 財産購入の件（美唄国設スキー場圧雪車）（産業・厚生）
7 議案第35号 美唄市森林環境整備基金条例制定の件（産業・厚生）
8 議案第36号 美唄市字の名称及び区域変更の件（産業・厚生）
9 議案第37号 令和元年度美唄市一般会計補正予算（第2号）（予算審査特別）
第3 承認第4号 総務・文教委員会所管事務調査の件
第4 承認第5号 産業・厚生委員会所管事務調査の件

◎出席議員（14名）

議長 金子 義彦 君
副議長 桜井 龍雄 君
1番 伊藤 真久 君
2番 森 明人 君
3番 齋藤 久美夫 君
4番 山上 他美夫 君
5番 山崎 一広 君
6番 川上 美樹 君
7番 楠 徹也 君
8番 松山 教宗 君
9番 本郷 幸治 君
10番 紫藤 政則 君
12番 谷村 知重 君
13番 小関 勝教 君

◎出席説明員

市長 板東 知文 君
総務部長 福地 英敏 君
市民部長 松田 公史 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 高橋 英雄 君
経済部長 東 貴弘 君
都市整備部長 米澤 勝 君
市立美唄病院事務局長 今澤 清隆 君
消防長 相馬 一司 君
総務部総務課長 村上 孝徳 君
総務部総務課長補佐 平野 太一 君
教育委員会教育長職務代理者 高橋 泰浄 君

教育委員会教育部長 森川 治 君

選挙管理委員会委員長 高田 豊 君

選挙管理委員会事務局長 伊藤 和 広 君

農業委員会会長 今田 邦彦 君

農業委員会事務局長 高田 裕二 君

監査委員 後藤 樹人 君

監査事務局長 根布 忠幸 君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷 昌春 君

次 長 門田 昌之 君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 本郷幸治議員

10番 紫藤政則議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第30号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件ないし順序9、議案第37号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第2号）の以上の9件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第30号、第31号及び議案第40号の以上3件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました議案第30号美唄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件、議案第31号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議案第40号契約締結の件（美唄市立中央小学校大規模改修工事）の以上3件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月19日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第30号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

市長の給与削減が、今後、職員等に及ぶ影響についてどういう認識でいるのか。

また、報酬審議会との関わりについては、形骸化にならないのか。との質疑に対し、職員の給与については、現段階において削減する予定はない。

また、美唄市特別職報酬等審議会では、審議会条例の規定があり、その中で所掌事項が定められていることから、審議会のあり方についての条例に基づき、形骸化しないように進めてまいりたい。との答弁がありました。

次に、議案第31号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

条例の一部改正が行われることにより、市民生活に新たな負担はあるのか。との質疑に対し、今回の改正により、店舗併用住宅の住宅部分については、特定小規模住宅用火災報知設備をつけていれば、住宅用火災警報器を、住宅につけることは免除されることになっている。一般家庭については現状どおりで負担

はない。との答弁がありました。

次に、議案第40号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

今回の契約額と債務負担行為の関連について。との質疑に対し、今年度の予算措置したものは予算書に載っている1億4,000万円で、翌年度以降のものが債務負担行為の設定となる。予算執行も1億4,000万円の範囲での限度額の中で支払い、翌年度の2億6,000万円については、来年度予算措置をし、支払いも来年度になり、総額で4億円となっている。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第30号、議案第31号及び議案第40号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第32号ないし議案第36号の以上5件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました議案第32号美唄市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正の件、議案第33号美唄市へき地保育所条例の一部改正の件、議案第34号財産購入の件（美唄国設スキー場圧雪車）、議案第35号美唄市森林環境整備基金条例制定の件及び議案第36号美唄市字の名称及び区域変更の件の以上5件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月19日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第32号に対する質疑・答弁に

ついて申し上げます。

昨年起きた南一の沢川の氾濫による被害者は、災害弔慰金を申請したのか。との質疑に対し、災害弔慰金の支給は、あくまでも災害救助法に基づき救助が行われた災害に対し行われるものであり、人口1万5,000人以上3万人未満の市町村については、住宅・建物が滅失した世帯が50戸以上なければ災害救助法の対象とはならないことから、南一の沢川の氾濫による被害戸数は10戸前後であるため災害弔慰金の対象とはならず、申請者はいない。との答弁がありました。

次に、議案第33号に対する質疑・答弁について申し上げます。

条例改正の対象となる園児数と10月1日からの条例施行後における影響額について。との質疑に対し、認可保育所とへき地保育所を合わせ、3歳以上児は141人、約1,342万6,000円、3歳未満児は4人、約13万5,000円となる。との答弁がありました。

次に、議案第34号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

圧雪車の更新に伴い、古い車両の処分方法と費用について、どのように考えているのか。との質疑に対し、入札時の仕様書の中で、契約しようとしている業者に無償で処分してもらうこととしている。との答弁がありました。

次に、議案第35号に対する質疑・答弁について申し上げます。

美唄市に譲与される譲与税額及び基金積み立てについて。との質疑に対し、今年度に美唄市に譲与される森林環境譲与税額は340万円と見込んでおり、受け入れた森林環境譲与税については、林業振興に要する事業に充当

し、余剰分を美唄市森林環境整備基金に積み立てることとしている。との答弁がありました。

なお、議案第36号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第32号ないし議案第36号の以上5件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第37号について、谷村予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました議案第37号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、7月22日、委員会を招集して、審査いたしました。

議案第37号の質疑・答弁について申し上げます。

初めに、行政情報化運用事業で、当初は備荒資金を活用することとしていたが、市町村防災・減災事業推進交付金を活用することにより、どれくらいの軽減が図れるのか。との質疑に対し、事業費309万1,000円のうち、新たに活用する交付金では事業費の10割が交付されることとなり、309万円分が軽減される。との答弁がありました。

次に、生活保護事務における、精神的な疾患を持っている保護者の対応について、現在のケースワーカーの7名体制で良いのか、福祉事務所全体として内部で検討してはどうか。

との質疑に対し、社会福祉法上では、ケースワーカー一人当たり、80世帯ということになっており、現在の保護世帯数から換算すると、現状の7名は必ず確保しなければいけないと考えており、これからもいろいろな情勢、状況について十分把握し、担当課長等も含め、準備に当たってまいりたい。との答弁がありました。

次に、排水機場整備事業について、破損修理箇所は、過去にも修繕をしていたと思うが、今回は同じ箇所なのか、またその対策について。との質疑に対し、雪害による破損については、茶市内排水機場では平成24年に、上美唄排水機場では平成30年に同様の箇所を破損しており、今後は見回り回数を増やし、屋根の積雪状況を把握した上で、軒下の落雪スペースを確保するため、除雪を実施するとともに、雪庇が大きくなる前に削る事を考えている。との答弁がありました。

次に、林業振興一般管理事務について、美唄市森林整備計画に未加入の対象者120名の経営管理集積計画の作成は、強制的になるのか。との質疑に対し、あくまでも森林所有者の意向を確認した上で、必要かつ適用と認められた場合に、市が委託を受け、整備を進めていく。との答弁がありました。

次に、道路維持管理事業について、凍上による影響箇所をどのように把握をしているのか。

また、優先的に行う路線の選定はどのようにしているのか。との質疑に対し、路線の選定については、現地をパトロールしている中で、凍上による影響などを確認し、小中学生が多く利用される路線について、優先的に実

施することとし、今回は2路線を選定した。
との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第37号は、原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま
すようお願い申し上げます。報告を終わ
ります。

●議長金子義彦君 これより、議案第30号、
議案第31号及び議案第40号の以上3件につ
いて、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第30号美唄市特別職の職員の
給与に関する条例の一部改正の件、議案第31
号美唄市火災予防条例の一部改正の件及び議
案第40号契約締結の件の以上3件**は、委員長
報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第32号ないし議案第36号の
以上5件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第32号美唄市災害弔慰金の支
給等に関する条例の一部改正の件ないし議案
第36号美唄市字の名称及び区域変更の件の以
上5件**は、委員長報告のとおり**決定**されまし
た。

これより、議案第37号について質疑を行
います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第37号令和元年度美唄市一般
会計補正予算(第2号)**は、委員長報告のと
おり**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、承認第
4号総務・文教委員会所管事務調査の件ない
し日程の第5、承認第6号議会運営委員会所
管事務調査の件の以上3件を一括議題といた
します。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書の
とおり各委員長より調査を要する旨の通知が
ありました。

各委員長通知のとおり閉会中も調査を認め

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めることに決定**いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

8番、松山教宗議員。

●8番松山教宗議員(登壇) ただいま議題となりました意見書案第2号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温

暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年7月23日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第2号については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長金子義彦君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和第2回美唄市議会定例会は閉会いたします。

午前10時20分 閉会

